

やおっち商い通信

令和4年2月号 八百津町商工会

https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/

▶ 決算確定申告

- ◎ 令和3年分の決算・確定申告は、令和4年3月15日(火)までです。
- ◎ 令和3年分の消費税の申告は、令和4年3月31日(木)までです。



○担当税理士:大矢啓資

〇於:八百津町商工会館



期日	時間
2月15日(火)	午前9時 ~ 12時
2月22日(火)	午前9時 ~ 午後4時
3月 1日 (火)	午後1時 ~ 午後4時
3月14日(月)	午前9時 ~ 午後4時

※ 本相談事業は、岐阜県の補助を受けています。

■ 確定申告に必要な証明書等について

- 1) 税務署から送付された「確定申告のお知らせ」はがき ※昨年電子申告を行った方
- 2)各種証明書

生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書(地震保険・長期損害保険)、社会保険料控除 証明書等(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金保険料など)、小規模企業 共済等掛金控除証明書など

- 3)住宅借入金等特別控除に関する書類
- 4)寄付金控除証明書
- 5)医療費控除を受けられる方は、医療費の領収書等 ※医療費は、病院に掛かった人及び医療費の支払先別に集計して来てください。
- 6)配偶者控除・配偶者特別控除を受けられる方は、年間収入のわかるもの
- 7)人的控除を受けられる方及び申告者のマイナンバーのわかるもの

◎ 決算・申告相談に係るお願い!

本年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、決算・申告の相談に限り、 事前予約制とさせていただきます。

窓口での密を避ける措置として、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。 税理士による相談日以外でも結構です。

事前にお電話でのご予約をお願いいたします。

■ 新型コロナウイルス経済対策

「事業復活支援金」始まりました! 申請期間は、2022年5月31日(火)まで

◇給付対象:

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月~2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、 2018年11月~2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と 比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

注意)

<u>新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合などは給付</u> 対象とはなりません!

- 1) 要請等に基ずかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法 人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により 売上が減少している場合
- 2) 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合
- ※計算にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により 得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。

ただし、対象月中に地方公共団体により時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます。(給付額の算定においても同じ)。

◇給付額:

中小法人等: 上限最大250万円 / 個人事業者等:上限最大50万円

◇給付額の計算方法:

基準期間の売上高 - 対象月の売上高 × 5か月分 ※2018年11月~2019年3月/2019年11月~2020年3月/2020年11月~2021年3月

◎詳しくは、

「事業復活支援金」

http://jigyou-fukkatsu.go.jp/ でHP検索 いただくか、 商工会へお問い合わせください!

■ 電子帳簿保存法

電子取引データ保存について、 <u>令和5年12月31日まで</u>に行う 電子取引については、



保存すべき電子データを<u>プリントアウトして保存</u>し、 税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば 良いこととされました。

- ※令和6年1月1日からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのための必要な準備を行ってください。
- → 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを 送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満 たした形で保存することが必要です。
- → 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務があるすべての方にご対応いただく必要があります。
- ◇ 保存すべき電子データとは … 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる 電子データ

(例) 請求書、領収書、契約書、見積書など

- ※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要
- ※例えば、電子メールの本文、添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合やWeb上で行った備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります。

(PDFやスクリーンショットによる保存も可)

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、

- 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp
- 〇 国税庁「電子帳簿保存法」で検索ください。

やおっち商い通信 R4年2月号

₩ 新型コロナウイルス感染防止

「第6波」非常事態宣言 発出!

岐阜県は、「まん延防止等重点措置区域」の指定を受け、「第6波」非常事態宣言を 改訂し、対策を強化しています。

更なる感染防止対策の徹底をお願いします。

(1)基本的な感染防止対策の継続について

- ・オミクロン株に対しても、これまで同様、以下の「基本的感染防止対策」の徹底を継続
 - → マスク着用 (不織布マスクで隙間なくフィット)
 - → 手指衛生 (頻繁な手洗い、消毒)
 - → 密回避 (密閉・密集・密接のどれかひとつでも回避)
 - → こまめに換気 (換気扇の常時稼働や窓・扉の開放による1時間に2回以上の換気)
 - → 体調管理(体調不良時には出勤・通学・出張・旅行を含む全ての行動をストップ)
- ・感染リスクが高まる以下の「5つの場面」の回避
 - → 飲酒を伴う懇親会等(注意力が低下する、大声になりやすい)
 - → 大人数や長時間に及ぶ飲食 (2次会・3次会、深夜のはしご酒等)
 - → マスクなしでの会話(車やバスでの移動の際も要注意)
 - → 狭い空間での共同生活 (寮の部屋やトイレなどの共用部分は要注意)
 - → 居場所の切り替わり (休憩室、更衣室、喫煙室等は要注意)

(2)移動について

- ・まん延防止等重点措置区域など感染拡大地域をはじめ、不要不急の都道府県間の 移動は極力回避。やむなく移動する場合は、極力日帰りとし、出発前及び帰宅時の 検査受検を推奨。
- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は自粛。

(3)飲食について

- ・20時以降、飲食店にみだりに出入りしない。
- ・感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用を避けて、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー取得店舗(第三者認証店)を利用し、マスク会食を徹底。
- ・自宅を含め、普段会わない人との会食を回避し、かつ大人数・長時間の飲食を避ける。(4人まで2時間以内が目安)
- ・飲食店では、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を回避。
- ・飲食店等においては、第三者認証取得を奨励し、感染防止対策の遵守状況に係る 見回り現地調査及び遵守状況に応じた認証取り消しを実施。



商工会は経営支援を通じて企業の未来に貢献する! 八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4

TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448

E - mail: yaotsu@ml.gifushoko.or.jp

https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/